三　施行期日等

1　経過措置

㈠　二の1に掲げる物のうち、平成二四年三月一日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和四七年法律第五七号）第五五条の規定は適用しないこととした。

㈡　㈠に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、平成二四年三月一日から施行することとした。ただし、一は、同年四月一日から施行することとした。

◇国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四号）（厚生労働省）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第九三号）の一部の施行期日は、平成二四年一〇月一日とすることとした。

◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二四年九月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　ハイチ国際平和協力隊を置く期間を平成二五年一月三一日までとすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令（政令第一六号）（財務省）

1　外国税額の控除限度額の計算の細目を定めることとした。（第三条関係）

2　予定納税に関する手続の細目を定めることとした。（第四条関係）

3　復興特別所得税の課税標準及び税額の申告に関する手続の細目を定めることとした。（第五条関係）

4　復興特別所得税の納付に関する手続の細目を定めることとした。（第六条関係）

5　復興特別所得税の還付に関する手続の細目を定めることとした。（第七条及び第八条関係）

6　源泉徴収に係る復興特別所得税の徴収及び納付又は還付に関する手続の細目を定めることとした。（第一〇条関係）

7　年末調整に関する手続の細目を定めることとした。（第一一条関係）

8　納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例を定めることとした。（第一二条関係）

9　復興特別所得税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設けることとした。（第二条及び第一三条関係）

10　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇復興特別法人税に関する政令（政令第一七号）（財務省）

1　合併法人等の課税事業年度を定めることとした。（第三条関係）

2　合併法人等の最後の課税事業年度の課税標準法人税額について、その計算の基礎となる期間を定めることとした。（第四条関係）

3　復興特別法人税の額から控除する復興特別所得税の額の計算の方法を定めることとした。（第五条関係）

4　外国税額の控除限度額の計算の方法を定めることとした。（第六条関係）

5　連結法人の復興特別法人税の額の個別帰属額の計算の細目を定めることとした。（第七条関係）

6　復興特別所得税の額の還付の手続について定めることとした。（第八条及び第九条関係）

7　復興特別法人税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設けることとした。（第二条及び第一〇条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

政　令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十六条とする。

第十一条第一項第二号中「第四条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条第二項第三号中「第四条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第八条第二項中「第四条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条第三項中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条を第八条とし、第三条を第七条とし、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第二条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十三条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十一条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十三条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一　法第十三条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第三条　機構は、法第十三条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。